Ｋ４８８－２　試験的開胸開腹術	14,600点
Ｋ４８９からＫ４９２まで　削除	
Ｋ４９３　骨膜外、胸膜外充填術	18,090点
Ｋ４９４　胸腔内（胸膜内）血腫除去術	14,700点
Ｋ４９５　削除	
Ｋ４９６　醸膿胸膜、胸膜肺胚切除術	
１　１肺葉に相当する範囲以内のもの	21,700点
２　１肺葉に相当する範囲を超えるもの	25,500点
Ｋ４９６－２　胸腔鏡下醸膿胸膜又は胸膜肺胚切除術	51,850点
Ｋ４９６－３　胸膜外肺剝皮術	
１　１肺葉に相当する範囲以内のもの	21,700点
２　１肺葉に相当する範囲を超えるもの	25,500点
Ｋ４９６－４　胸腔鏡下膿胸腔掻爬術	23,100点
Ｋ４９７　膿胸腔有茎筋肉弁充填術	29,700点
Ｋ４９８　胸郭形成手術（膿胸手術の場合）	
１　肋骨切除を主とするもの	34,500点
２　胸膜肺胚切除を併施するもの	47,550点
Ｋ４９９　胸郭形成手術（肺切除後遺残腔を含む。）	12,180点
Ｋ５００　削除	
Ｋ５０１　乳糜胸手術	12,530点
Ｋ５０１－２　胸腔・腹腔シャントバルブ設置術（縦隔）	12,530点
Ｋ５０２　縦隔腫瘍、胸腺摘出術	18,500点
Ｋ５０２－２　縦隔切開術	
１　頸部からのもの、経食道によるもの	6,390点
２　肋骨切断によるもの、旁胸骨又は旁脊柱によるもの	13,520点
３　経胸腔によるもの、経腹によるもの	15,500点
Ｋ５０３　縦隔郭清術	28,470点
Ｋ５０４　縦隔悪性腫瘍手術（気管支、肺）	35,400点
Ｋ５０５　肺結核空洞吸引術（モナルジー法）	7,180点
Ｋ５０６　肺結核空洞切開術	14,300点
Ｋ５０７　肺膿瘍切開排膿術	21,700点
Ｋ５０８　気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）	7,810点
Ｋ５０８－２　気管・気管支ステント留置術	7,200点
Ｋ５０９　気管支異物除去術	
１　直達鏡によるもの	7,120点
２　開胸手術によるもの	41,100点
Ｋ５０９－２　気管支肺胞洗浄術	4,800点
注　成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する。	
Ｋ５０９－３　気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000点
Ｋ５１０　気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）	6,700点
Ｋ５１０－２　光線力学療法	
１　早期肺がん（０期又は１期に限る。）に対するもの	8,710点
２　その他のもの	8,710点
Ｋ５１１　肺切除術	
１　楔状部分切除	18,090点
２　区域切除（１肺葉に満たないもの）	53,850点
３　肺葉切除	53,700点
４　複合切除（１肺葉を超えるもの）	55,050点
５　１側肺全摘	56,400点
６　気管支形成を伴う肺切除	65,260点
Ｋ５１２　削除	
Ｋ５１３　胸腔鏡下肺切除術	56,250点
Ｋ５１３－２　胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	56,250点
Ｋ５１３－３　胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	56,250点
Ｋ５１３－４　胸腔鏡下肺縫縮術	56,250点
Ｋ５１４　肺悪性腫瘍手術	
１　肺葉切除又はこれに満たないもの	55,350点
２　１側肺全摘又は１肺葉を超えるもの	61,500点
３　気管支形成を伴う肺切除	65,250点
４　胸膜肺全摘	87,000点
注　４については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して行われた場合に限り算定する。	
Ｋ５１４－２　胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
１　リンパ節郭清を伴わないもの	61,500点
２　リンパ節郭清を伴うもの	87,000点
Ｋ５１４－３　移植用肺採取術（死体）（両側）	61,700点
注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ５１４－４　同種死体肺移植術	116,770点
注１　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
２　両側肺を移植した場合には、45,000点を加算する。	
Ｋ５１４－５　移植用部分肺採取術（生体）	52,400点
注　肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ５１４－６　生体部分肺移植術	100,050点
注１　生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
２　肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
Ｋ５１５　肺剝皮術	22,800点
Ｋ５１６　気管支瘻閉鎖術	55,200点
Ｋ５１７　肺縫縮術	18,090点
Ｋ５１８　気管支形成手術	
１　楔状切除術	53,550点
２　輪状切除術	57,150点